

【有料職業紹介】 人材紹介に関する紹介手数料等並びに返戻金の取り扱いについての契約書

株式会社（以下、甲という。）と株式会社HMSユニテッド（以下、乙という。）は、甲が採用する人材（以下、丙という。）の紹介に関し、次のとおり締結するものとします。

入社者情報

入社者（丙）	
入社日	2025 年 月 日

紹介手数料等

サービスの種類及び内容	手数料金額
受付事務費用	お支払い済み
紹介手数料 (理論年収の30%)	丙の入社後 1 年間に支払われる賃金 = 理論年収 ※理論年収とは、労働条件通知書もしくは雇入通知書に記載されている金額により計算。 (基本給 + 諸手当) × 12か月 + 賞与 紹介手数料 0 円 ※計算の詳細は裏面に 消費税 0 円 合 計 0 円

※ 紹介手数料のお支払日は、丙が甲に入社した日の属する月の翌月末までとさせていただきます。
※ 紹介手数料及び消費税について、1 円未満の端数の場合は四捨五入により計算いたします。

受付事務費用の返戻について

受付事務費用の返戻はいたしません。

紹介手数料の返戻について

甲の都合による早期退職の場合は返戻しないものとします。採用された丙が、入社後当人の意思により又は就業規則等に違反して早期退職となった場合は、甲乙で協議し下記の割合にて返戻するものとします。

退職時期	返戻金の割合
入社 1 か月未満に退職の場合	返戻金 紹介手数料の 80%
入社 3 か月未満に退職の場合	返戻金 紹介手数料の 50%
入社 6 か月未満に退職の場合	返戻金 紹介手数料の 20%

※ 紹介手数料の返戻については、その事由発生の事実を甲が乙に書面等で申し入れ、乙がその申出を受領した日の翌月末までに返戻を行うこととします。
書面等：①退職報告書
②雇用保険被保険者 離職票コピー（離職年月日の記載のあるもの）
※ 甲から乙に紹介手数料のお支払いの前に丙が退職した場合、返戻金との相殺はせず、乙は甲のお支払いを確認後、甲へ返戻するものとします。
※ 返戻となる紹介手数料及び消費税に 1 円未満の端数の場合は、四捨五入により計算いたします。

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲・乙各 1 通を保有することとします。

2025 年 月 日

(甲)

(乙)

【紹介予定派遣】 人材紹介に関する紹介手数料等並びに返戻金の取り扱いについての契約書

株式会社（以下、甲という。）と株式会社HMSユナイテッド（以下、乙という。）は、甲が採用する人材（以下、丙という。）の紹介に関し、次のとおり締結するものとします。

入社者情報

入社者（丙）	
入社日	2025 年 月 日

紹介手数料等

サービスの種類及び内容	手数料金額
受付事務費用	5,000円（消費税 別）
紹介手数料 （理論年収の30%）	丙の入社後 1 年間に支払われる賃金 ＝ 理論年収 ※理論年収とは、労働条件通知書もしくは雇入通知書に記載されている金額 （基本給 ＋ 諸手当）× 12か月 ＋ 賞与 紹介手数料 0 円 ※計算の詳細は裏面に 消費税 0 円 合 計 0 円

※ 紹介手数料のお支払日は、丙が甲に入社した日の属する月の翌月末までとさせていただきます。
※ 紹介手数料及び消費税について、1 円未満の端数のある場合は四捨五入により計算いたします。

受付事務費用の返戻について

受付事務費用の返戻はいたしません。

紹介手数料の返戻について

甲の都合による早期退職の場合は返戻しないものとします。採用された丙が、入社後当人の意思により又は就業規則等に違反して早期退職となった場合は、甲乙で協議し下記の割合にて返戻するものとします。

退職時期	返戻金の割合
入社 1 か月未満に退職の場合	返戻金 紹介手数料の 80%
入社 3 か月未満に退職の場合	返戻金 紹介手数料の 50%
入社 6 か月未満に退職の場合	返戻金 紹介手数料の 20%

※ 紹介手数料の返戻については、その事由発生の事実を甲が乙に書面等で申し入れ、乙がその申出を受領した日の翌月末までに返戻を行うこととします。
書面等：①退職報告書
②雇用保険被保険者 離職票コピー（離職年月日の記載のあるもの）
※ 甲から乙に受付事務費用及び紹介手数料のお支払いの前に丙が退職した場合、返戻金との相殺はせず、乙は甲のお支払いを確認後、甲へ返戻するものとします。
※ 返戻となる紹介手数料及び消費税に 1 円未満の端数のある場合は、四捨五入により計算いたします。

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲・乙各 1 通を保有することとします。

2025 年 月 日

(甲)

(乙)